

## 調布市消費者安全確保地域協議会 ～地域での見守り活動について～

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、市と地域の方が連携し、見守り活動を通じて、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図ることが重要です。



消費者庁イラスト集より



令和7年10月22日 14時  
調布市見守りネットワーク会議  
調布市消費生活センター

## 調布市消費者安全確保地域協議会

普段の見守り活動の中で、  
消費者被害に遭いそうな高齢者等を見かけたら、  
消費生活センターや地域包括支援センターへ  
御連絡ください。

**消費生活センター & 地域包括支援センター**



**見守りネットワークBゾーンの内  
同意をいただいた団体  
(現在49団体)**



消費者庁イラスト集より

### 見守り新鮮情報

電話がかかってきて分電盤の点検を勧められたしました。業者が来訪したところ、すぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していないため、借用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止してほしい。(80歳代)

## 気をつけて! 不安をあおる分電盤の点検商法

**ひとこと助言**

- 分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧めることはあります。
- 分電盤は自分で点検を待ちかねる家庭の電話や訪問には注意しましょう。
- 分電盤は新規化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。
- 料金を取引料金の上に分電盤料金が該当する場合は、契約書面を受取った日から3日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守るくん

### 見守り新鮮情報

## 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言わ、指された通りに数字等の入力を探り返した。気づいたときは、約10万円送金させられていた。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすぐにブロックされました。どうしたらよいか。(60歳代)

**ひとこと助言**

- ネット通話で商品を購入したところ、販売業者から「欠品ため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金してもららはずが」「返金してもららはずが」などと詐欺が寄せられています。相手の方の指図に従ってはいけません。
- 販売業者の名前・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が過高よりも、支払方法が銀行込みや電子マネーに固定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。料金によって確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターや暮らしの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話:#9110番)。

見守るくん

本文イラスト・高橋 五 見守り新鮮情報 第508号(2025年4月10日)発行:独立行政法人国民生活センター

3

### 見守り新鮮情報

## 想定外の高額請求! トイレ修理トラブルに注意

記載の業者に依頼した。最初ポンのやうなやうなで作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まつた異物を粉砕することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われ承り、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。(60歳代)

**ひとこと助言**

- 広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないなどを確認しましょう。
- 想定しているほど高額な料金の作業を催促された場合は、作業を断るようになります。また、業者に「業者内に現金で払えない」といって、後日現金で支払う義務があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- 地域の工務店などの、安心して相談できる業者の情報を探しておきましょう。
- 広告表示料と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守るくん

### 見守り新鮮情報

## 大きなリスクも! 「アパートを建てませんか」という勧誘にご注意!

所有する土地の相続について悩んでいたところ、「賃貸アパートを建設しないか」と電話があった。来訪してもらい話を聞くと、入居者を集め家賃も保証し、修繕管理もしてくれるという。

**相続税対策**になると聞き、その気になって高額な契約をしました。しかし、建築費の融資を受けなければならぬし、無理な契約をしたと後悔している。(70歳代 男性)

**ひとこと助言**

- 事業者が建物所有者から賃貸物件を一括して借り上げ、賃借人に転貸する。サブリースというアパート経営があります。管理の手間をかけずに一定の家賃収入が見込めるメリットを感じます。リスクもあります。
- 「家賃保証」とうなっていても、家賃相場や入居状況の悪化等により見込み通りの収入が得られない場合、建物の所有権を組み立てる必要があります。つまり、他の人に代わる修繕費用等、その後の追加費用が発生する可能性があります。
- よいだと思っても、一人では判断が難しい。業者や借りの人に相談し、業者から契約内容や事業計画、家賃収入が得る等のリスクについて説明を受けるなど、十分理解した上で契約の判断をしましょう。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守るくん

本文イラスト・高橋 五 見守り新鮮情報 第448号(2023年4月10日)発行:独立行政法人国民生活センター

4